

しゅわげんごじょうれい しょう しゃこみゆにけーしょんじょうれいけんとういんかいせっちようこう
手話言語条例および障がい者コミュニケーション条例検討委員会設置要綱

せっち
(設置)

だい じょう しみん しょう うむ そうご じんかく こ
第1条 すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個
せい そんちょうし あい なが らきょうせい しゃかい じつげん むけて しゅわ げんご
性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、手話は言語で
あるという認識のもと、手話への理解促進を図るための条例および
しょう しゃ じょうほうしゅとく こみゆにけーしょん しえん すいしん
障がい者の情報取得とコミュニケーションを支援し、推進するため
の条例(以下、「条例」という。)の制定について必要な事項を検討す
るため、手話言語条例および障がい者コミュニケーション条例検討
いんかい い か いんかい せっち
委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

そしき
(組織)

だい じょう いんかい いん にんない そしき
第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者およびその他関係者
- (3) 福祉関係機関の者
- (4) その他市長が適当と認める者

にんき
(任期)

だい じょう いん にんき いしよく ひ ねんない いん
第3条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、委員が
か けた ばあい ほけつ いん にんき ぜんにんしゃ ざんにんきかん
欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

かいちょう ふくかいちょう
(会長および副会長)

だい じょう いんかい かいちょうひとり ふくかいちょうひとり おく
第4条 委員会に会長1人および副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けると
きは、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

だい じょう いいんかい かいぎ かいちょう しょうしゅう
第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

かいちょう いいんかい かいぎ ぎちょう
2 会長は、委員会の会議の議長となる。

かいちょう ひつよう みとめる いいんかい かいぎ いいんいがい もの
3 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者
しゅっせき もとめ いけんとう きく
の出席を求め、意見等を聴くことができる。

かいちょう ひつよう みとめる いいんいがい かんけいしゃとう こんだん
4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談
かい おこなう
会を行うことができる。

しよむ
(庶務)

だい じょう いいんかい しよむ ほけんふくしぶ しょうり
第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

ほそく
(補則)

だい じょう ようこう さだめる いいんかい うんえい かんしひつよう じこう
第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項
かいちょう いいんかい はかってさだめる
は、会長が委員会に諮って定める。

ふそく
附則

ようこう れいわ ねん がつついたち しこう
1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。